

○飯塚市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業実

施要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第59号

改正 H24-150

(目的)

第1条 この告示は、高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣し、生活指導、相談、安否の確認、一時的な家事援助及び緊急時の対応等のサービスを提供することによって、入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援することを目的とする。

(実施主体等)

第2条 飯塚市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業(以下「事業」という。)の実施主体は、飯塚市とする。ただし、事業は、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

(サービスの内容)

第3条 生活援助員の行うサービスは、次に掲げるものとし、必要に応じ提供するものとする。

- (1) 生活指導及び相談
- (2) 安否の確認
- (3) 一時的な家事援助
- (4) 緊急時の対応
- (5) 関係機関等との連絡
- (6) 前各号に掲げるもののほか、日常生活上必要な援助

(派遣の申出)

第4条 高齢者世話付住宅の入居者は、高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣申出書(以下「申出書」という。)を市長に提出しなければならない。

(H24-150一改)

(派遣の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申出書を受理したときは、入居要件について審査し、速やかに入居の要否の決定を行わなければならない。

2 市長は、当該申出者に対し、高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣決定・変更・却下通知書により通知するとともに、受任者にも高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣決定・変更・却下通知書により通知す

るものとする。

(H24-150一改)

(保証人)

第6条 入居者は、入居するに当たり保証人申立書を市長に提出しなければならない。

(合鍵の保管)

第7条 入居者は、入居するに当たり、緊急時の対応を図るため、合鍵を市及び受任者に保管させるための合鍵保管承諾書を市長に提出しなければならない。

(H24-150一改)

(費用の負担)

第8条 入居者は、別表の費用負担基準により生活援助員派遣に要する費用を負担するものとする。

2 入居者の費用負担決定は、生計中心者の直近の所得税年額により決定する。ただし、所得税年額が不明のときは、所得の状況を証明する書類により決定するものとする。

(H24-150全改)

3 入居者の負担額は、月単位で決定するものとする。

(登録内容の変更)

第9条 入居者の登録内容等の変更がある場合は速やかに登録内容変更届出票を提出しなければならない。

(H24-150一改)

(生活援助員の要件)

第10条 生活援助員は、次に掲げる要件を備えている者で受任者に登録をしているものとする。

- (1) 心身ともに健全であること。
- (2) 老人福祉に関し、理解と熱意を有すること。
- (3) 第3条に規定のサービスを適切に実施する能力を有すること。

(H24-150一改)

(生活援助員の勤務形態等)

第11条 生活援助員の勤務時間は、原則として第16条第1項第2号に規定する定休日を除いた午前8時30分から午後5時までとし、生活援助員の休暇、外出等における不在時の対応については、受任者で対処できる勤務体制を確保するものとする。

(H24-150一改)

2 生活援助員は、緊急時の安否確認等の対応が発生した場合は、前項に掲げる勤務時間外でも、対応するものとする。

(H24-150追加)

(生活援助員の業務)

第12条 生活援助員は、第3条に規定するサービスの提供に当たっては、生活援助員日誌等に記録するものとする。

(遵守事項)

第13条 生活援助員及びこの事業に携わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報告)

第14条 受任者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するとともに、提供したサービス内容及び利用回数の記録簿等を整備し、定期的に市長に報告するものとする。

(H24-150一改)

(生活援助員の研修)

第15条 受任者は、生活援助員に対し、採用時及びその後年1回以上、業務に必要な基礎知識及び技術に関する研修を実施するものとする。

(H24-150一改)

(生活相談・団らん室の利用時間及び定休日)

第16条 生活相談・団らん室の利用時間及び定休日は、次のとおりとする。

(1) 利用時間 午前8時30分から午後5時まで

(2) 定休日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日(イに掲げる休日を除く。)

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず利用時間及び定休日を変更することができる。

(関連事業及び関係機関との連携)

第17条 市長は、この事業の実施に当たり、必要に応じ、老人保健・福祉に関する諸事業との連携を図るものとする。

(様式)

第18条 この告示に定める書類の様式は、別に定める。

(H24-150追加)

(補則)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(H24-150繰下)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の庄内町高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業実施要綱(平成16年庄内町告示第15号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年4月20日 飯塚市告示第150号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業実施要綱の規定は平成24年4月1日から適用する。

別表(第8条関係)

費用負担基準

	利用者世帯の階層区分	入居者負担額 (1箇月当たり)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税年額9,600円以下の世帯	1,500円
D	生計中心者の前年所得税年額9,601円以上32,400円以下の世帯	2,600円
E	生計中心者の前年所得税年額32,401円以上42,000円以下の世帯	3,800円
F	生計中心者の前年所得税年額42,001円以上の世帯	4,900円